

瀬戸市空家等対策協議会条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第23号

瀬戸市空家等対策協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条に規定する空家等対策計画の実施等に関し協議をするため、瀬戸市空家等対策協議会を設置し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、法第7条第1項に規定する協議会として、瀬戸市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、委員は市長が委嘱又は任命する。

(担当事務)

第4条 協議会の担当事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 瀬戸市空家等対策計画の実施に関する事項を協議すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。